

2024年9月7日

会員各位

PGMプロパティーズ株式会社  
クリアビューゴルフクラブ&ホテル  
支配人 手塚 勝久

## 年会費改定・キャンセル料設定および会則一部変更のお知らせ

謹啓 仲秋の候、会員の皆様におかれましては益々ご健勝のこととお慶び申し上げます。  
平素は、クリアビューゴルフクラブ&ホテル（以下「当クラブ」と言います。）に格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、この度、下記のとおり年会費の改定およびキャンセル料を設定させていただくこととなりました。また、これに伴い、会則を一部変更させていただくこととなりましたので、本書をもってお知らせいたします。なお、年会費の改定およびキャンセル料の設定理由、改定および設定内容、改定および設定の実施日、会則一部変更の変更の内容及び効力発生日につきましては、下記に記載致しましたので、ご確認をいただきますようお願い申し上げます。

なお、当該年会費の改定およびキャンセル料の設定につきましては、2024年8月7日の理事会において承認を得ておりますことを申し添えます。

今後とも、会員の皆様に快適なクラブライフを楽しんでいただけるゴルフ場を目指して努力して参りますので、ご理解賜ります様何卒よろしくお願ひ申し上げます。

謹白

記

### 1. 会員年会費改定

#### 1) 改定理由

当クラブは、2023年2月に会員様のプレーフィを改定させていただきましたが、年会費に関しましては、2006年の改定以降、料金維持の努力を続けて参りました。しかしながら、人件費の高騰（厚生労働省の資料によりますと千葉県の最低賃金は、2016年は842円でしたが、2023年は1,026円となり、約21.9%の上昇）や、生産年齢人口の減少に伴う労働力不足により採用コストも上昇する等、運営費用は年々増加しております。企業努力のみでこれを吸収し、サービスを維持することが困難な状況であることから、2025年度より年会費を改定させていただくこととなりました。

なお、当クラブでは、2023年2月以降、乗用カート25台の入替、クールカート増車、ティーイングエリアの新設工事などの設備投資を実施してまいりましたことを申し添えます。今後もコースコンディションの維持、サービス向上、施設の充実に努めて参ります。何卒ご理解の程、よろしくお願ひいたします。

#### 2) 改定内容

年会費	[現行]	[改定後]
正会員	27,500円	33,000円
平日会員	14,300円	16,000円

※上記料金はすべて消費税を含みます。

3) 年会費料金改定実施日  
2025年度分の年会費より適用

## 2. キャンセル料設定

### 1) 設定理由

コロナ禍が明け、会員様からプレーのご希望が増加しているなかにおいて、早期にプレーの予約を押さえていながら、プレー1週間前から前日までの直前にご予約をキャンセルされる方が少なくなく、会員様のご要望にお応えしかねる状況が発生しております。

多くの会員様にプレーをお楽しみいただき、プレー機会の損失を減らすため、プレー予約のキャンセル料を設定することにいたしました。

### 2) キャンセル料の内容

<2組以下／1組当たり>

プレー日当日含む7日前より土日祝日8,000円

例) 2025年1月1日(祝)のキャンセル料はプレー当日含む7日前の  
2024年12月26日(木)より発生いたします。

<3組以上／1組当たり>

プレー日当日含む7日前より平日4,000円、土日祝日8,000円

<1人予約／組合せ枠>

開催決定後(プレー日前日の正午以降)は平日1,000円、土日祝日2,000円

<免責事由他>

・ゴルフ場がクローズした場合、キャンセル料は発生しません。

・無連絡キャンセルの場合は全日予約時料金の100%×人数分を申し受けます。

・ハーフプレーはキャンセル料対象外となります、事前にご連絡をお願いいたします。

・キャンセル料は予約代表者様に対しSMS等を通じてご請求いたします。

・キャンセル料発生タイミング以降の日程変更や組数減は、免責事由にはなりません。

・以下期間の平日におけるキャンセル料は土日祝日扱いとなります。

※GW(昭和の日と憲法記念日の間)、お盆(8月12日から8月15日)、

年末年始(12月28日から翌年1月4日)

### 3) 会則改定日とキャンセル規定適用開始日

会則改定日は2024年10月1日、キャンセル料の発生は2025年1月1日のプレーより適用となります。

## 3. 会則一部変更

1) 上記1.会員年会費の改定に伴い、会則別紙2「名義変更手続要項」および別紙6「諸料金」を2025年1月1日の効力発生日として、前ページ1.2)の改定内容に記載のとおり変更させていただきます。

2) 2024年10月1日を効力発生日として別紙4を「会則別紙4新旧対照表」のとおり以下を設定、変更いたします。

① キャンセル料の設定に伴い、会則別紙4-②「キャンセル規定」を上記2.2)の通り設定いたします。

② 会則別紙4「会員プレー料金」に「平日共通会員」の料金を記載しておりますが、「平日共通会員」は、岡部チサンカントリークラブ、クリアビューゴルフクラブ&

ホテル、富士チサンカントリークラブを共通に利用できる平日会員権で、平日共通会員の「会員プレー料金」は「チサン平日共通会員」の会則別紙4—①に記載されていますので、クリアビューゴルフクラブ＆ホテルの会則別紙4「会員プレー料金」からは、削除いたします。

- ③ 会員様のプレースタイルとして通常の1ラウンドプレーの他、ハーフプレー（早朝・薄暮）をご提供してまいりましたが、会則別紙4「会員プレー料金」に記載がございませんでしたので、上記2.3)の会則改定の時より、会則の別紙4—①に同封の会則別紙4の新旧対照表のとおり、ハーフプレー（早朝・薄暮）料金を記載させていただきます。

本件の記載漏れに関し、大変申し訳ございませんでした。

- ④ 会則別紙4「会員プレー料金」にはゴルフ場利用税は650円、750円、800円と月毎に表示しておりますが、ゴルフ場利用税は千葉県の県税であり、ホール数・ビジター利用料金等に基づき千葉県が定める等級により適用税率が決定されることから、ビジター利用料金の変動に伴いゴルフ場利用税も変動いたします。また、薄暮プレー利用時と通常の1ラウンドプレー利用時ではゴルフ場利用税が異なりますので、ゴルフ場利用税の会則への金額表示を止めてゴルフ場館内のフロント横および自動精算機横に掲示の金額とさせていただきます。  
つきましては、会則別紙4のゴルフ場利用税の表示を「ゴルフ場館内フロント横および自動精算機横に掲示し告知」に変更させていただき、表示のとおりゴルフ場館内フロント横に掲示することといたします。

### 3) 会則変更箇所の詳細及び会員様への周知

会則変更箇所につきましては、以下の書面を同封いたしますと共に、クラブハウス内の掲示板に掲示およびホームページ上に開示いたしますので、内容をご確認下さいようお願い申し上げます。

- ① 平日共通会員のプレー料金削除、プレー料金記載漏れの訂正およびゴルフ場利用税の表記変更に伴う2024年10月1日付会則変更  
・会則別紙4の新旧対照表  
・2024年10月1日付の変更後会則（会則本文は会則第29条の会則改定日以外に変更ございません。）  
② 年会費の改定に伴う2025年1月1日付会則変更  
・会則別紙2、別紙6の新旧対照表  
・2025年1月1日付の変更後会則（会則本文は会則第29条の会則改定日以外に変更ございません。）

以上

【本件に関するお問い合わせ先】

〒278-0012 千葉県野田市瀬戸 548

クリアビューゴルフクラブ＆ホテル 会員課

電話 04-7138-2121

※今回のお知らせは、2024年8月25日時点で、弊社に会員登録されている皆様にご案内させていただいております。お知らせ受領時に会員権の譲渡や退会等されている場合はご容赦願います。

# クリアビューゴルフクラブ&ホテル 会則

## 第1章 総 則

### 第1条 (名称)

本クラブは、クリアビューゴルフクラブ&ホテル（以下、「クラブ」という。）と称する。

### 第2条 (目的)

クラブは、PGMプロパティーズ株式会社（以下、「会社」という。）が千葉県野田市に所有するゴルフ場およびその付帯施設（以下、「施設」という。）を利用して会員の健康増進を図り、健全なゴルフの普及に努めるとともに、会員相互の親睦を深めることを目的とする。

### 第3条 (事務所)

クラブの事務所は施設内に置く。

## 第2章 会 員

### 第4条 (会員の種類)

1. クラブの会員は次のとおりとする。

#### (1) 特別会員

クラブ、会社または斯界に功績のあった者もしくは理事会の推薦があった者のうち、会社が特別会員の資格を承認した個人とし、その資格は一身専属とする。

#### (2) 正会員

会社が別紙1または別紙2に定める手続により会社が正会員の資格を承認した個人または法人とする。

#### (3) 平日会員

会社が別紙1または別紙2に定める手続により会社が平日会員の資格を承認した個人または法人とする。

2. 会員のうち、個人を個人会員、法人を法人会員という。

3. 法人会員は、法人に代わり会員資格を行使する個人（以下、「登録者」という。）を会社に登録しなければならない。但し、登録者は会社が別紙1から別紙3までに定める手続により会社が登録者の資格を承認した者とする。

### 第5条 (会員の権利)

1. 会員は、その種類に応じて次に掲げる日（但し、会社が定める休業日を除く。）の営業時間内に、会社が別紙4に定める条件で施設を優先的に利用することができる。

#### (1) 特別会員および正会員：全日

#### (2) 平日会員：月曜日から土曜日まで（但し、国民の祝日に関する法律で定める休日を除く。）

2. 会員は、会社が定める条件でクラブの開催する競技会その他の行事に参加することができる。

3. 会員は、会社が別紙5に定める条件でビジターを同伴または紹介することができる。但し、会員は、当該ビジターの行為や諸料金の支払等について、連帯して会社に対して責任を負うものとする。会社が、ビジターの一人に対し、諸料金の支払等の履行の請求をした場合、会員に対しても、その効力を生じる。

4. 会員は、会社が開催を決定した公式競技会、プロ競技会等または施設の予約状況などの合理的な事由により、前各項に定める会員の権利行使できない場合、または、制限を受ける場合があることをあらかじめ了承する。

5. 会員は、会社に預け入れた預託金（以下、「預託金」という。）の返還を本会則の定めに基づき請求することができる。

### 第6条 (会員の義務)

1. 会員は、会社が別紙6に定める年会費その他諸料金を遅滞なく支払うものとする。但し、特別会員の年会費は不要とする。なお、会員は年会費の1か年分を第26条に定める対象期間（以下、「対象期間」という。）が始まる前日までに支払うものとし、会員が対象年度の途中で会員資格を喪失しても、会社は年会費を返還しないものとする。

2. 対象期間の途中に入会した会員が年会費を支払う必要がある場合は、年会費を1/2で除した額に、入会月の翌月から当該年の12月までの月数を乗じて算出した金額を会社が指定した期日までに一括で支払うものとする。

3. 会員は、施設を利用した場合、別途定めのない限り会社が別紙4に定める利用料金を利用当日に支払うものとする。
4. 会員は、住所、氏名、商号その他届出事項に変更があった場合、その旨を会社へ遅滞なく連絡し、会社が別紙7に定める手続を行うものとする。
5. 会員は、会員資格を第三者に行使させてはならないものとする。
6. 会員は、本会則、クラブの諸規則、施設の利用約款、その他エチケット、マナーを遵守し、会社および理事会の決定事項に従うものとする。また、クラブの秩序を乱し、またはクラブもしくは会社の名誉を毀損する行為はしないものとする。

第7条 (反社会的勢力等追放)

1. 会社は、暴力団、暴力団員、暴力団関係企業・団体またはその関係者、社会運動標ぼうゴロ、政治活動標ぼうゴロ、特殊知能暴力集団、その他これらに準ずる者（以下、「反社会的勢力等」という。）のクラブへの入会および施設の利用を認めないものとする。
2. 会員は、反社会的勢力等を同伴または紹介してはならないものとする。

第8条 (会員資格の停止、除名)

会員が次の各号の一つに該当するときは、会社は理事会の同意を得て、会員資格の一時停止または除名処分を行うことができる。

- (1) 本会則、クラブの諸規則または施設の利用約款に違反したとき
- (2) クラブまたは会社の名誉を傷つけ、または秩序を乱したとき
- (3) 年会費その他諸料金の支払を3か月以上滞納し、再請求を行っても完納しないとき
- (4) 会員が反社会的勢力等と判明したとき
- (5) 会員が反社会的勢力等と認められる者を同伴または紹介したとき
- (6) その他会員として不適格な事由があるとき

第9条 (会員資格の喪失)

会員が次の各号の一つに該当するときは、その資格を失うものとする。

- (1) 退会
- (2) 除名
- (3) 特別会員であって、その推举の理由が消滅したとき
- (4) 法人会員であって、その法人が解散したとき（合併等の会社組織再編行為による解散を除く。）
- (5) 死亡
- (6) 会員がその権利を第三者に譲渡し、名義変更手続が完了したとき

第10条 (会員契約の解除)

1. 会員契約上の地位を持つ者が次の各号の一つに該当するときは、会員契約は解除されるものとする。
  - (1) 前条第1号から第3号までの事由が発生したとき
  - (2) 法人会員について、清算手続が結了したとき
  - (3) 個人会員について、相続開始後2年が経過しても第17条第2項および第3項に定める手続が完了しないとき、または同条第5項に定める譲渡手続が完了しないとき
2. 会員契約上の地位を持つ者が次の各号の一つに該当するときは、会社は会員契約を解除することができるものとする。
  - (1) 会社更生または民事再生等の法的再建手続が開始されたとき
  - (2) 破産または特別清算等の法的清算手続が開始されたとき

第11条 (休会)

1. 個人会員が次の各号の一つに該当するときは、会社が別紙8に定める手続きに従って会社の承認を得て、申請日の属する対象期間の次の対象期間末日まで休会することができる。但し、法人会員および年会費の未納がある個人会員は休会できないものとする。
  - (1) 傷病加療中で施設の利用ができないとき
  - (2) 日本国外へ転勤、転居したとき
2. 前項による休会期間から引き続き休会を希望する個人会員は、休会期間が満了するまでに前項の手続を改めて行って会社の承認を得なければならないものとし、以後も同様とする。
3. 休会期間中の年会費は申請日の属する対象期間の次の対象期間に限り免除される。
4. 第1項の休会事由が解消した場合、休会者は遅滞なく会社が別紙8に定める休会解除の手続を行うものとする。また前項の規定にかかわらず、当該休会者は、前項により免除された金額を12で除した額に休会解除

日の属する月の翌月から当該年の12月までの月数を乗じて算出した金額を会社が指定した期日までに一括で支払うものとする。

### 第3章 入会および退会等

#### 第12条 (入会)

1. クラブに入会しようとする者は、会社が別紙1または別紙2に定める手続に従って会社の承認を得なければならぬ。
2. 前項の承認を得た者は、会社が別紙1または別紙2に定める入会金および預託金または名義変更料を支払うものとする。会社は、これら入会手続の完了後に会員登録を行う。
3. 入会金および名義変更料は、返還しないものとする。但し、相当な事由があると認められる場合には、その一部を返還するものとする。
4. 本会則は、会員と会社との間の合意内容を構成するものとする。

#### 第13条 (預託金)

1. 預託金は、無利息、無配当にて全額会社に預託されるものとし、次項に定める据置期間経過後、かつ会員契約解除後に、請求により返還されるものとする。
2. 預託金の据置期間（以下、「当該据置期間」という。）は、2003年10月31日以前から在籍する会員については、同日より10年間とし、2003年11月1日以降に新たに会員資格を取得した会員については、当該会員資格の取得日から10年間とする。
3. 会社は、天災地変、社会情勢の著しい変化、その他やむを得ない事態が発生したときは、理事会の同意を得て、当該据置期間を一定の範囲内で延長することができる。
4. 会員は、会社の書面による承諾を得ることなく、預託金の返還請求権を譲渡、質入れ、その他処分することができない。これは会員資格喪失後も同様とする。
5. 第10条第1項および第2項の規定により会員契約が解除された場合において、当該会員に年会費その他諸料金の未払等があるときは、会社は、当該会員の預託金をもって当該未払の弁済に充当できるものとする。但し、充当後の預託金の残額は、当該据置期間経過後に返還するものとする。

#### 第14条 (退会)

会員がクラブを退会しようとするときは、会社が別紙9に定める手続に従って会社の承認を得なければならない。

#### 第15条 (登録者の変更)

1. 法人会員は、会社が別紙3に定める手続に従って会社の承認を得て、登録者を変更することができる。
2. 前項の承認を得た法人会員は、会社が別紙3に定める登録者変更料を支払うものとする。会社は、これらの登録者変更手続の完了後に登録者の変更登録を行う。

#### 第16条 (権利の譲渡)

1. 会員は、会社が別紙2に定める手続に従って当該会員の権利を第三者に譲渡することができる。
2. 権利を譲り受けようとする者は、会社が別紙2に定める手続に従って会社の承認を得なければならない。
3. 前項の承認を得た譲受人は、会社が別紙2に定める名義変更料を支払うものとする。会社は、これらの名義変更手続の完了後に会員登録を変更する。
4. 前項の手続を完了した譲受人は、本会則に定める譲渡人の権利義務のすべてを承継する。
5. 会社は、権利の譲渡による名義変更手続を一定期間停止することができる。

#### 第17条 (権利の相続)

1. 個人会員について相続が開始された場合、相続人は、被相続人の会員契約上の地位を承継することができる。
2. 相続人が会員資格の取得を希望する場合、会社が別紙2に定める手続に従って会社の承認を得なければならない。但し、相続人が複数の場合は、会社の承認を得るにあたり、会員契約上の地位を相続人の一人に集約しなければならない。
3. 前項の承認を得た相続人は、会社が別紙2に定める名義変更料を支払うものとする。会社は、これらの名義変更手続の完了後に会員登録を変更する。
4. 前項の手続を完了した相続人は、本会則に定める被相続人の権利義務のすべてを承継する。
5. 相続人が会員資格の取得を希望しない場合、または会社の承認が得られない場合、相続人は前条の規定を準用し、会員契約上の地位を第三者に譲渡することができる。

## 第18条（その他の権利承継）

法人会員は、合併または会社分割等の会社組織再編行為により別法人に権利義務を包括承継させた場合、会社が別紙7に定める手続に従って当該別法人に対し会員契約上の地位を承継させることができる。

## 第4章 役員および理事会

### 第19条（役員）

1. クラブに次の役員をおく。

理事長 1名  
常務理事 若干名  
理事 若干名

2. 理事会が必要と認めた場合、前項以外の役員をおくことができる。

### 第20条（役員の選任）

1. 理事長は、会社が選任し委嘱する。
2. 理事長を除く役員は、会社の推薦する者および会員の中から理事長が選任し委嘱する。

### 第21条（役員の任期）

1. 役員はすべて名誉職とし、その任期は委嘱後2回目に行う定時理事会終結の時までとする。但し、再任を妨げない。
2. 補欠または増員により選任された役員の任期は、他の役員の任期の残存期間と同一とする。

### 第22条（理事長）

1. 理事長は、クラブを代表して会務を統括する。
2. 理事長は、毎年1回、定時理事会を、または必要に応じて臨時理事会を招集し、理事会の議長となる。
3. 理事長に事故ある場合は、あらかじめ理事会で定めた順位に従って他の理事が理事長の職務を代行する。

### 第23条（理事会）

1. 理事会は理事長および理事をもって構成し、理事長を含む理事の過半数（委任状を含む。）の出席をもって成立する。
2. 理事会の決議は、理事長を含む出席理事の過半数（委任状を含む。）で決する。なお、可否同数の場合は議長がこれを決する。
3. 理事長が理事会開催の必要がないと認めた場合は、書面により決議することができる。
4. 理事会は、本会則に定める事項および会社から諮問を受けた次の事項につき決議するものとする。
  - (1) クラブの運営に関する基本事項
  - (2) 本会則およびクラブの運営に必要な諸規則の制定および改廃に関する事項
  - (3) 各種委員会に関する事項
  - (4) その他クラブの運営に必要と認められる事項

### 第24条（委員会）

1. 理事会は、必要に応じてクラブに各種分科委員会をおくことができる。
2. 前項に基づき設置された委員会の委員長、副委員長および委員は、理事および会員の中から理事会が選任し、理事長が委嘱する。
3. 委員長、副委員長および委員の任期は、その就任の日から理事の任期の終期と同一とする。但し、再任を妨げない。
4. 委員長は、必要に応じて委員会を招集し、委員会の議長となる。

## 第5章 個人情報の取扱い

### 第25条（個人情報の取扱い）

1. 会社は、公表している個人情報保護方針に基づいて、会員の個人情報を取扱うものとする。
2. 会員が会員契約代行者（以下、「代行者」という。）を介して保有会員権の第三者への譲渡を希望する場合、会員は、会社が代行者から照会を受けた当該会員の個人情報を代行者に開示することにつきあらかじめ同意する。

## 第6章 附 則

- 第26条 年会費の対象期間は、毎年1月1日から12月31日までとする。
- 第27条 会社が会員契約に関する各種通知を会員の届け出た住所宛に発信したにもかかわらず、当該通知が当該会員に到達しなかった場合、当該通知は、当該通知の発信日の翌日をもって当該会員に到達したものとみなす。
- 第28条 会社は、本会則の各条項について、相当の事由があると認められる場合には、会社のウェブサイトへの掲載による公表その他相当の方法で周知することにより、これを変更できるものとする。当該変更は、公表等に際して定める適用開始日から適用されるものとする。
- 第29条 本会則は2025年1月1日から改定施行する。

以上

## クリアビューゴルフクラブ &amp; ホテル 入会手続要項

手 続	<p>1. 必要書類の提出 2. 資格審査 3. 審査結果通知</p> <p>本要項に記載の必要書類をご提出ください 書類審査およびゴルフ場にて面談を行います 入会申込者に連絡します 入会が承認された場合、下記の書類を郵送します</p> <p>(1) 入会資格審査承認書 (2) 入会金に関する御請求書 (3) 特定商取引に関する法律第5条で定める書面またはゴルフ場等に係る 会員契約の適正化に関する法律第5条第2項で定める書面</p> <p>4. 入会金の振込</p> <p>入金確認後、会員資格が付与されます</p> <p>※ 入会金のお支払いは必ず期限までに指定口座へお振込みください。入会金のお支払い方法は銀行振込みのみ となっており、フロントにて現金等でのお支払いは受付けておりませんので、予めご了承ください。</p>										
条 件	<p>1. 個人で入会の場合は、日本国内に印鑑登録がされていること 法人で入会の場合は、日本国内に法人登記および印鑑登録がされていること</p> <p>2. 暴力団、暴力団員、暴力団関係企業・団体、その他の反社会的勢力またはその関係者ではないこと</p> <p>3. 正会員1名の推薦があり、当該推薦人に年会費未払い等の問題がないこと</p> <p>4. 資格審査において承認を得た後、特定商取引に関する法律第4条で定める書面に記載の金額もしくは ゴルフ場等に係る会員契約の適正化に関する法律第5条第1項で定める書面に記載の金額を入金すること</p>										
必要書類	<table border="0"> <tr> <td>① 入会申込書(法人用または個人用)</td> <td>申込人の他に、推薦人の記名・捺印も必要</td> </tr> <tr> <td>② 印鑑証明書</td> <td>法人の場合は法人のもののみ</td> </tr> <tr> <td>③ 顔写真1枚(入会申込書に貼付け)</td> <td>タテ3cm×ヨコ2.4cm、撮影後6ヶ月以内のもの</td> </tr> <tr> <td>④ 法人の履歴事項全部証明書</td> <td>法人の場合のみ必要</td> </tr> <tr> <td>⑤ 預金口座振替依頼書・自動払込利用申込書</td> <td>年会費の口座振替用、銀行届出印を捺印</td> </tr> </table> <p>* 印鑑証明書、履歴事項全部証明書は発行後6ヶ月以内のものを有効として扱います。</p>	① 入会申込書(法人用または個人用)	申込人の他に、推薦人の記名・捺印も必要	② 印鑑証明書	法人の場合は法人のもののみ	③ 顔写真1枚(入会申込書に貼付け)	タテ3cm×ヨコ2.4cm、撮影後6ヶ月以内のもの	④ 法人の履歴事項全部証明書	法人の場合のみ必要	⑤ 預金口座振替依頼書・自動払込利用申込書	年会費の口座振替用、銀行届出印を捺印
① 入会申込書(法人用または個人用)	申込人の他に、推薦人の記名・捺印も必要										
② 印鑑証明書	法人の場合は法人のもののみ										
③ 顔写真1枚(入会申込書に貼付け)	タテ3cm×ヨコ2.4cm、撮影後6ヶ月以内のもの										
④ 法人の履歴事項全部証明書	法人の場合のみ必要										
⑤ 預金口座振替依頼書・自動払込利用申込書	年会費の口座振替用、銀行届出印を捺印										

## クリアビューゴルフクラブ&amp;ホテル 名義変更手続要項

手 続	<p>1. 必要書類の提出 2. 資格審査 3. 審査結果通知 4. 名義変更料の振込</p> <p>譲受人および譲渡人の書類（下記の必要書類①、②）をまとめてご提出ください 書類審査およびゴルフ場にて面談を行います 譲受人宛に郵送します（承認の場合、変更料請求書を同封） 入金確認後、会員資格が付与されます</p> <p>※ 変更料のお支払いは必ず期限までに指定口座へお振込みください。変更料のお支払い方法は銀行振込みのみ となっており、フロントにて現金等でのお支払いは受付けておりませんので、予めご了承ください。</p>																											
条 件	<p>1. 個人で入会の場合は、日本国内に印鑑登録がされていること 法人で入会の場合は、日本国内に法人登記および印鑑登録がされていること</p> <p>2. 暴力団、暴力団員、暴力団関係企業・団体、その他の反社会的勢力またはその関係者ではないこと</p> <p>3. 正会員1名の推薦があること</p> <p>4. 譲渡人および推薦人に年会費未払い等の問題がないこと</p> <p>5. 資格審査において承認を得た後、名義変更料を入金すること</p>																											
必要書類	<p><b>① 譲受人（入会）必要書類</b></p> <table border="0"> <tr> <td>① 入会申込書（法人用または個人用）</td> <td>申込人の他に、推薦人の記名・捺印も必要</td> </tr> <tr> <td>② 委任状（譲受人用）</td> <td></td> </tr> <tr> <td>③ 名義変更申請書</td> <td>譲渡人と連記</td> </tr> <tr> <td>④ 印鑑証明書</td> <td>法人の場合は法人のもののみ</td> </tr> <tr> <td>⑤ 顔写真1枚（入会申込書に貼付け）</td> <td>タテ3cm×ヨコ2.4cm、撮影後6ヶ月以内のもの</td> </tr> <tr> <td>⑥ 法人の履歴事項全部証明書</td> <td>法人の場合のみ必要</td> </tr> <tr> <td>⑦ 名義変更料支払い方法に関する依頼書</td> <td>名義変更料に預託金を充当する場合のみ必要</td> </tr> <tr> <td>⑧ 預金口座振替依頼書・自動払込利用申込書</td> <td>年会費の口座振替用、銀行届出印を捺印</td> </tr> </table> <p><b>② 譲渡人（退会）必要書類</b></p> <table border="0"> <tr> <td>① 名義変更申請書</td> <td>譲受人と連記</td> </tr> <tr> <td>② 委任状（譲渡人用）</td> <td></td> </tr> <tr> <td>③ 会員権の証書</td> <td></td> </tr> <tr> <td>④ 印鑑証明書</td> <td>法人の場合は法人のもののみ</td> </tr> <tr> <td>⑤ 法人の履歴事項全部証明書</td> <td>法人の場合のみ必要</td> </tr> </table>		① 入会申込書（法人用または個人用）	申込人の他に、推薦人の記名・捺印も必要	② 委任状（譲受人用）		③ 名義変更申請書	譲渡人と連記	④ 印鑑証明書	法人の場合は法人のもののみ	⑤ 顔写真1枚（入会申込書に貼付け）	タテ3cm×ヨコ2.4cm、撮影後6ヶ月以内のもの	⑥ 法人の履歴事項全部証明書	法人の場合のみ必要	⑦ 名義変更料支払い方法に関する依頼書	名義変更料に預託金を充当する場合のみ必要	⑧ 預金口座振替依頼書・自動払込利用申込書	年会費の口座振替用、銀行届出印を捺印	① 名義変更申請書	譲受人と連記	② 委任状（譲渡人用）		③ 会員権の証書		④ 印鑑証明書	法人の場合は法人のもののみ	⑤ 法人の履歴事項全部証明書	法人の場合のみ必要
① 入会申込書（法人用または個人用）	申込人の他に、推薦人の記名・捺印も必要																											
② 委任状（譲受人用）																												
③ 名義変更申請書	譲渡人と連記																											
④ 印鑑証明書	法人の場合は法人のもののみ																											
⑤ 顔写真1枚（入会申込書に貼付け）	タテ3cm×ヨコ2.4cm、撮影後6ヶ月以内のもの																											
⑥ 法人の履歴事項全部証明書	法人の場合のみ必要																											
⑦ 名義変更料支払い方法に関する依頼書	名義変更料に預託金を充当する場合のみ必要																											
⑧ 預金口座振替依頼書・自動払込利用申込書	年会費の口座振替用、銀行届出印を捺印																											
① 名義変更申請書	譲受人と連記																											
② 委任状（譲渡人用）																												
③ 会員権の証書																												
④ 印鑑証明書	法人の場合は法人のもののみ																											
⑤ 法人の履歴事項全部証明書	法人の場合のみ必要																											
名義変更料 (消費税込)	<ul style="list-style-type: none"> <li>* 印鑑証明書、履歴事項全部証明書は発行後6ヶ月以内のものを有効として扱います。</li> <li>* 譲渡人の氏名・商号・所在地等が当社登録と異なる場合、書類の追加をお願いすることがあります。</li> <li>* 相続の場合は、別紙『相続における同意書』、相続人全員の印鑑証明書、法務局発行の法定相続情報一覧図（法定相続情報一覧図がない場合は、被相続人の出生から死亡までの連続した謄本類と相続人を確定できる謄本類）が必要です。</li> <li>* 被相続人の債務に関し、当社が担保権を有し、または保証人がある場合、担保権設定者および保証人は、代表相続人が承継した債務を引き続き、担保または保証していただきます。</li> <li>* 親族間譲渡による変更料の割引には、統柄を証する戸籍の全部事項証明書が必要です。</li> </ul>																											
年会費 (消費税込)	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <thead> <tr> <th style="padding: 5px;">一般</th> <th style="padding: 5px;">正会員</th> <th style="padding: 5px;">平日会員</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="padding: 5px;">相続または3親等内親族間の場合</td> <td style="padding: 5px;">330,000 円</td> <td style="padding: 5px;">137,500 円</td> </tr> <tr> <td style="padding: 5px;">登録者同一の場合（固々法、別法人間）</td> <td style="padding: 5px;">55,000 円</td> <td style="padding: 5px;">55,000 円</td> </tr> <tr> <td style="padding: 5px;">法人と該当法人代表者個人間の場合</td> <td style="padding: 5px;">11,000 円</td> <td style="padding: 5px;">11,000 円</td> </tr> <tr> <td style="padding: 5px;"></td> <td style="padding: 5px;">11,000 円</td> <td style="padding: 5px;">11,000 円</td> </tr> </tbody> </table> <p>1. 期 間 1月1日～12月31日 ※前払い制（継承可）</p> <p>2. 金 額</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <tr> <td style="padding: 5px;">正会員</td> <td style="padding: 5px;">平日会員</td> </tr> <tr> <td style="padding: 5px;">33,000 円</td> <td style="padding: 5px;">16,000 円</td> </tr> </table>		一般	正会員	平日会員	相続または3親等内親族間の場合	330,000 円	137,500 円	登録者同一の場合（固々法、別法人間）	55,000 円	55,000 円	法人と該当法人代表者個人間の場合	11,000 円	11,000 円		11,000 円	11,000 円	正会員	平日会員	33,000 円	16,000 円							
一般	正会員	平日会員																										
相続または3親等内親族間の場合	330,000 円	137,500 円																										
登録者同一の場合（固々法、別法人間）	55,000 円	55,000 円																										
法人と該当法人代表者個人間の場合	11,000 円	11,000 円																										
	11,000 円	11,000 円																										
正会員	平日会員																											
33,000 円	16,000 円																											
書類送付先 連絡先	<p>書類送付先</p> <p>クリアビューゴルフクラブ&amp;ホテル 会員課</p> <p>〒278-0012 千葉県野田市瀬戸548</p> <p>連絡先</p> <p>電話 04-7138-2121</p> <p>FAX 04-7138-1384</p>																											

## クリアビューゴルフクラブ＆ホテル 登録者変更手続要項

手 続	<p>1. 必要書類の提出 本要項に記載の必要書類をご提出ください      2. 資格審査 書類審査およびゴルフ場にて面談を行います      3. 審査結果通知 申請者宛に郵送します(承認の場合、変更料請求書を同封)      4. 登録者変更料の振込 入金確認後、登録完了となります</p> <p>※ 変更料のお支払いは必ず期限までに指定口座へお振込みください。変更料のお支払い方法は銀行振込のみとなっており、フロントにて現金等でのお支払いは受付けておりませんので、予めご了承ください。</p>										
条 件	<p>1. 会員たる法人の役員または従業員であること      2. 暴力団、暴力団員、暴力団関係企業・団体、その他の反社会的勢力またはその関係者ではないこと      3. 年会費の未払いがないこと      4. 資格審査において承認を得た後、登録者変更料を入金すること</p>										
必要書類	<table border="0"> <tr> <td style="vertical-align: top; width: 50%;">① 登録者変更申請書</td><td style="width: 50%;">法人の実印を捺印、登録者は認印可</td></tr> <tr> <td>② 法人の印鑑証明書</td><td></td></tr> <tr> <td>③ 法人の履歴事項全部証明書</td><td></td></tr> <tr> <td>④ 新登録者の顔写真1枚(申請書に貼付け)</td><td>タテ3cm×ヨコ2.4cm、撮影後6ヶ月以内のもの</td></tr> <tr> <td>⑤ 預金口座振替依頼書・自動払込利用申込書</td><td>年会費の口座振替用、銀行届出印を捺印</td></tr> </table> <p>※ 登録者変更料に預託金を充当する場合のみ、以下の書類もご提出ください。      ⑥ 登録者変更料支払い方法に関する依頼書      ⑦ 会員権の証書</p> <p>* 印鑑証明書、履歴事項全部証明書は発行後6ヶ月以内のものを有効として扱います。</p>	① 登録者変更申請書	法人の実印を捺印、登録者は認印可	② 法人の印鑑証明書		③ 法人の履歴事項全部証明書		④ 新登録者の顔写真1枚(申請書に貼付け)	タテ3cm×ヨコ2.4cm、撮影後6ヶ月以内のもの	⑤ 預金口座振替依頼書・自動払込利用申込書	年会費の口座振替用、銀行届出印を捺印
① 登録者変更申請書	法人の実印を捺印、登録者は認印可										
② 法人の印鑑証明書											
③ 法人の履歴事項全部証明書											
④ 新登録者の顔写真1枚(申請書に貼付け)	タテ3cm×ヨコ2.4cm、撮影後6ヶ月以内のもの										
⑤ 預金口座振替依頼書・自動払込利用申込書	年会費の口座振替用、銀行届出印を捺印										
登録者変更料 (消費税込)	<table border="1" style="width: 100%; text-align: center;"> <tr> <td style="width: 50%;">正会員</td><td style="width: 50%;">平日会員</td></tr> <tr> <td>55,000 円</td><td>55,000 円</td></tr> </table>	正会員	平日会員	55,000 円	55,000 円						
正会員	平日会員										
55,000 円	55,000 円										
書類送付先 連絡先	<table border="0" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 50%; vertical-align: top;"> <p><b>書類送付先</b></p> <p>クリアビューゴルフクラブ＆ホテル 会員課 〒278-0012 千葉県野田市瀬戸548</p> </td><td style="width: 50%; vertical-align: top;"> <p><b>連絡先</b></p> <p>電話 04-7138-2121 FAX 04-7138-1384</p> </td></tr> </table>	<p><b>書類送付先</b></p> <p>クリアビューゴルフクラブ＆ホテル 会員課 〒278-0012 千葉県野田市瀬戸548</p>	<p><b>連絡先</b></p> <p>電話 04-7138-2121 FAX 04-7138-1384</p>								
<p><b>書類送付先</b></p> <p>クリアビューゴルフクラブ＆ホテル 会員課 〒278-0012 千葉県野田市瀬戸548</p>	<p><b>連絡先</b></p> <p>電話 04-7138-2121 FAX 04-7138-1384</p>										

## クリアビューゴルフクラブ&amp;ホテル 会員プレー料金

		月曜から金曜	土曜	日祝日
プレーフィ	正会員	8,828 円	8,828 円	8,828 円
	平日会員	8,828 円	8,828 円	—
追加ハーフプレーフィ	正会員	995 円	995 円	995 円
	平日会員	995 円	995 円	—
追加ハーフカートフィ	0.5R	4B	1,265 円	1,265 円
		3B	1,265 円	1,265 円
		2B	1,265 円	1,265 円
ハーフプレーフィ（早朝・薄暮）	正会員	2,893 円	2,893 円	2,893 円
	平日会員	2,893 円	2,893 円	—
	薄暮ハーフプレーフィの6月・7月は3,421円（平日会員の日祝日は除く）			
ゴルフ場利用税	ゴルフ場館内フロント横および自動精算機横に掲示し告知			

※ 記載料金（ゴルフ場利用税を除く）は消費税込となります。

※ プレーフィは、グリーンフィ、カートフィ、指定昼食付です。

※ ハーフプレーフィ（早朝・薄暮）は、グリーンフィ、カートフィです。

※ プレーフィ、追加ハーフプレーフィ共に2B～4B同一料金です。

※ 早朝ハーフプレーの実施期間は、3月1日から11月30日までとなります。

※ 薄暮ハーフプレーの実施期間は、1月2日から11月30日までとなります。

※ 特別会員のプレーフィは正会員と同額とします。

## クリアビューゴルフクラブ&amp;ホテル キャンセル規定

## 2組以下/1組当たり

- ・プレー日当日含む7日前より土日祝日8,000円

## 3組以上/1組当たり

- ・プレー日当日含む7日前より平日4,000円、土日祝日8,000円

## 1人予約/組合せ枠

- ・開催決定後(プレー日前日の正午以降)は平日1,000円、土日祝日2,000円

## 免責事由

- ・ゴルフ場がクローズした場合、キャンセル料は発生しません。
  - ・無連絡キャンセルの場合は全日予約時料金の100%×人数分を申し受けます。
  - ・ハーフプレーはキャンセル料対象外となります。事前にご連絡をお願いいたします。
  - ・キャンセル料は予約代表者様に対しSMS等を通じてご請求いたします。
  - ・キャンセル料発生タイミング以降の日程変更や組数減は、免責事由にはなりません。
  - ・以下期間の平日におけるキャンセル料は土日祝日扱いとなります。
- ※GW(昭和の日と憲法記念日の間)、お盆(8/12～8/15)、年末年始(12/28～1/4)

クリアビューゴルフクラブ & ホテル 同伴・紹介条件

同伴プレーの条件

なし

紹介プレーの条件

なし

## クリアビューゴルフクラブ&amp;ホテル 諸料金一覧

料金種目	正会員	平日会員
年会費	33,000 円	16,000 円
バッグ保管料(年間)	13,200 円	13,200 円
証書再発行手数料	33,000 円	33,000 円
バッグタグ再発行手数料	2,200 円	2,200 円

(消費税込)

※ 入会金は別紙1「入会手続要項」に定めます。

※ 名義変更料は別紙2「名義変更手続要項」に定めます。

※ 登録者変更料は別紙3「登録者変更手続要項」に定めます。

## クリアビューゴルフクラブ &amp; ホテル 住所・所在地変更手続要項

手 続	■ 本要項に記載の必要書類をご提出ください。
必要書類	<p><b>個人会員の場合</b></p> <p>① 住所・所在地変更届          ② 自宅住所を変更した場合は、現住所を証する次の身分証等          　・運転免許証、健康保険証のいずれかの写し、または印鑑証明書</p> <p><b>法人会員の場合</b></p> <p>① 住所・所在地変更届          ② 本店所在地を変更した場合は、その履歴が記載されている履歴事項全部証明書、または一部証明書          ③ 登録者が自宅住所を変更した場合は、現住所を証する次の身分証等          　・運転免許証、健康保険証のいずれかの写し、または登録者の印鑑証明書</p>
	<p>※ 勤務先・通信先(郵送先)の変更は添付書類不要。住所・所在地変更届のみご提出ください。</p> <p>※ 運転免許証、健康保険証の写しは住所、氏名、生年月日が確認できる箇所をご提出ください。</p>
書類送付先 連絡先	<p><b>書類送付先</b></p> <p>クリアビューゴルフクラブ &amp; ホテル 会員課          〒278-0012 千葉県野田市瀬戸548</p> <p><b>連絡先</b></p> <p>電話 04-7138-2121          FAX 04-7138-1384</p>

## クリアビューゴルフクラブ & ホテル 氏名変更手続要項

## クリアビューゴルフクラブ &amp; ホテル 商号変更手続要項

手 続	<p>■ 本要項に記載の必要書類をご提出ください。 ※ 会員権の証書は手続不要です。</p>	
必要書類	<p>① 商号変更届 ② 新商号での印鑑証明書 ③ 新商号での履歴事項全部証明書</p> <p>※ 印鑑証明書、履歴事項全部証明書は発行後6ヶ月以内のものを有効として扱います。 ※ 商号変更の履歴が記載されている履歴事項全部証明書をご提出ください。</p>	実印の捺印
書類送付先 連絡先	<p>書類送付先</p> <p>クリアビューゴルフクラブ &amp; ホテル 会員課 〒278-0012 千葉県野田市瀬戸548</p>	<p>連絡先</p> <p>電話 04-7138-2121 FAX 04-7138-1384</p>

## クリアビューゴルフクラブ＆ホテル 合併手続要項

手 続	<p>■ 本要項に記載の必要書類をご提出ください。 ※ 会員権の証書は手続不要です。</p>	
必要書類	<p>① 合併届 ② 存続会社の印鑑証明書 ③ 存続会社の履歴事項全部証明書 ④ 消滅会社の閉鎖事項全部証明書</p>	実印の捺印
	<p>※ 印鑑証明書、履歴事項全部証明書は発行後6ヶ月以内のものを有効として扱います。 ※ 存続会社・消滅会社双方の合併の履歴が記載されている履歴事項全部証明書等をご提出ください。</p>	
書類送付先 連絡先	<p>書類送付先 クリアビューゴルフクラブ＆ホテル 会員課 〒278-0012 千葉県野田市瀬戸548</p>	<p>連絡先 電話 04-7138-2121 FAX 04-7138-1384</p>

## クリアビューゴルフクラブ &amp; ホテル 会員権承継手続要項

手 続	<p>■ 本要項に記載の必要書類をご提出ください。</p> <p>※ 会員である法人が分割(新設分割または吸収分割)し、別法人が会員権を承継した場合に必要な手続です。</p> <p>※ 会員権の証書は手続不要です。</p>			
必要書類	<table border="0"> <tr> <td style="vertical-align: top;">           ① 会員権承継確認書            ② 分割会社の印鑑証明書            ③ 分割会社の履歴事項全部証明書            ④ 承継会社の印鑑証明書            ⑤ 承継会社の履歴事項全部証明書         </td><td style="vertical-align: top; text-align: right;">           分割会社・承継会社双方の実印を捺印         </td></tr> </table> <p>※ 印鑑証明書、履歴事項全部証明書は発行後6ヶ月以内のものを有効として扱います。    ※ 分割会社・承継会社とともに、会社分割の履歴が記載されている履歴事項全部証明書等をご提出ください。    ※ 商号・所在地を変更されている場合は、その履歴が記載されている履歴事項全部証明書等もご提出ください。</p>		① 会員権承継確認書 ② 分割会社の印鑑証明書 ③ 分割会社の履歴事項全部証明書 ④ 承継会社の印鑑証明書 ⑤ 承継会社の履歴事項全部証明書	分割会社・承継会社双方の実印を捺印
① 会員権承継確認書 ② 分割会社の印鑑証明書 ③ 分割会社の履歴事項全部証明書 ④ 承継会社の印鑑証明書 ⑤ 承継会社の履歴事項全部証明書	分割会社・承継会社双方の実印を捺印			
書類送付先 連絡先	<b>書類送付先</b> クリアビューゴルフクラブ & ホテル 会員課 〒278-0012 千葉県野田市瀬戸548	<b>連絡先</b> 電話 04-7138-2121 FAX 04-7138-1384		

## クリアビューゴルフクラブ＆ホテル 休会手続要項

手 続	<p>■ 本要項に記載の必要書類をご提出ください。</p> <p>※ 法人会員および年会費の未払いがある個人会員は、申請を受理できません。</p> <p>※ 休会の期間は翌年12月末日までとなります。更新をご希望の場合は、当該期間満了前に改めてご申請ください。</p> <p>※ 年会費は申請の翌年分に限り免除となります。</p> <p>※ 休会中は会員としてのご利用はできません。申請事由が解消した場合は、速やかに休会解除届をご提出ください。</p> <p>※ 病気等の長期療養による休会中にゴルフプレーのご利用があった場合は、申請事由が解消されたものとみなし、休会解除とさせていただきます。</p> <p>※ 休会が解除された場合、解除の翌月から12月までの月割り年会費をご請求させていただきます。</p>						
必要書類	<p>① 休会申請書 ② 下記の申請事由を証する書面(初回のみ必要)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center; padding: 5px;">申請事由</th><th style="text-align: center; padding: 5px;">添付書面(いずれか1通)</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="padding: 10px;">病気等の長期療養(内容による)</td><td style="padding: 10px;">1年以上ゴルフのプレーが不可能であると判断できる 医師の診断書等</td></tr> <tr> <td style="padding: 10px;">海外転勤</td><td style="padding: 10px;">転勤証明書、在職証明書、辞令の写し等</td></tr> </tbody> </table> <p>※ 今回新たに休会を申請する場合は、事由を証する書面を添付してください。 ※ 現在休会中の会員が前年申請時と同じ事由で休会を更新する場合は、事由を証する書面の添付は不要です。 休会申請書のみご提出ください。</p>	申請事由	添付書面(いずれか1通)	病気等の長期療養(内容による)	1年以上ゴルフのプレーが不可能であると判断できる 医師の診断書等	海外転勤	転勤証明書、在職証明書、辞令の写し等
申請事由	添付書面(いずれか1通)						
病気等の長期療養(内容による)	1年以上ゴルフのプレーが不可能であると判断できる 医師の診断書等						
海外転勤	転勤証明書、在職証明書、辞令の写し等						
書類送付先 連絡先	<table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 50%; padding: 5px;"><b>書類送付先</b></td><td style="width: 50%; padding: 5px;"><b>連絡先</b></td></tr> <tr> <td style="padding: 5px;">クリアビューゴルフクラブ＆ホテル 会員課 〒278-0012 千葉県野田市瀬戸548</td><td style="padding: 5px;">電話 04-7138-2121 FAX 04-7138-1384</td></tr> </table>	<b>書類送付先</b>	<b>連絡先</b>	クリアビューゴルフクラブ＆ホテル 会員課 〒278-0012 千葉県野田市瀬戸548	電話 04-7138-2121 FAX 04-7138-1384		
<b>書類送付先</b>	<b>連絡先</b>						
クリアビューゴルフクラブ＆ホテル 会員課 〒278-0012 千葉県野田市瀬戸548	電話 04-7138-2121 FAX 04-7138-1384						

## クリアビューゴルフクラブ＆ホテル 退会手続要項

手 続	<p>1. 本要項に記載の必要書類をご提出いただいた後、審査を経て結果をご通知いたします。</p> <p>※ 会員権の証書を紛失された場合は、事前に当該証書の無効公告を行います。 異議申立ての催告期間(3ヶ月間)が経過するまで退会申請を受付できません。</p> <p>※ 退会申請が翌年1月1日以降となる場合は、翌年分の年会費をお支払ください。</p> <p>※ 別権利者(担保権者、質権者等)がいる場合には、退会できません。</p> <p>2. 退会承認書が届きましたら、退会手続は完了です。</p> <p>※ 退会承認後は退会の撤回はできません。</p> <p>※ 未収年会費がある場合は、預託金と相殺させていただきます。</p> <p>* 預託金の償還につきましては、以下のとおりお願ひいたします。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・据置期間経過前の場合 → 据置期間経過後に改めてお問合せください。</li> <li>・据置期間経過後の場合 → 別紙『預託金償還請求書』をご提出ください。</li> </ul>
	<p>① 退会申請書      ② 会員権の証書      ③ 印鑑証明書 <span style="float: right;">法人会員の場合は法人のもののみ</span>      ④ 履歴事項全部証明書 <span style="float: right;">法人会員の場合のみ必要</span></p> <p>※ 印鑑証明書、履歴事項全部証明書は発行後6ヶ月以内のものを有効として扱います。</p>
必要書類	<p>書類送付先</p> <p>クリアビューゴルフクラブ &amp; ホテル 会員課 〒278-0012 千葉県野田市瀬戸548</p>
書類送付先 連絡先	<p>連絡先</p> <p>電話 04-7138-2121 FAX 04-7138-1384</p>

# 「会則別紙2 新旧対照表」

## (現行会則)

クリアビューゴルフクラブ＆ホテル 名義変更手続要項

手 続	1. 必要書類の提出	譲受人および譲渡人の書類（下記の必要書類①、②）をまとめてご提出ください			
	2. 資格審査	書類審査およびゴルフ場にて面談を行います			
3. 審査結果通知		譲受人宛に郵送します（承認の場合、変更料請求書を同封）			
4. 名義変更料の振込		入金確認後、会員資格が付与されます			
※ 変更料のお支払いは必ず期限までに指定口座へお振込みください。変更料のお支払い方法は銀行振込のみとなっており、プロントにて現金等でのお支払いは受け付けておりませんので、予めご了承ください。					
名 件	1. 個人で入会の場合は、日本国内に印鑑登録がされていること 法人で入会の場合は、日本国内に法人登記および印鑑登録がされていること				
	2. 暴力団、暴力団員、暴力団関係企業・団体、その他の反社会的勢力またはその関係者ではないこと 3. 正会員1名の推薦があること 4. 譲渡人および推薦人に年会費未払い等の問題がないこと 5. 資格審査において承認を得た後、名義変更料を入金すること				
必要書類	<b>① 譲受人（入会）必要書類</b>		<b>申込人の他に、推薦人の記名・捺印も必要</b>		
	① 入会申込書（法人用または個人用）	申込人の他に、推薦人の記名・捺印も必要	② 委任状（譲受人用）	譲渡人と連記	
必要書類	③ 名義変更申請書	譲渡人と連記	④ 印鑑証明書	法人の場合は法人のもののみ	
	⑤ 諸写真1枚（入会申込書に貼付け）	タテ3cm×ヨコ2.4cm、撮影後6ヶ月以内のもの	⑥ 法人の履歴事項全部証明書	法人の場合のみ必要	
名 件	⑦ 名義変更料支払い方法に関する依頼書	名義変更料に預託金を充当する場合のみ必要	⑧ 預金口座振替依頼書・自動払込利用申込書	年会費の口座振替専用、銀行届出印を捺印	
	※ 印鑑証明書、履歴事項全部証明書は発行後6ヶ月以内のものを有効として扱います。 ※ 譲渡人の氏名・商号・所在地等が当社登録と異なる場合、書類の追加をお願いすることがあります。 ※ 相続の場合は、別紙『相続における同意書』、相続人全員の印鑑証明書、法務局発行の法定相続情報一覧図（法定相続情報一覧図がない場合は、被相続人の出生から死亡までの連続した謄本類と相続人を確定できる謄本類）が必要です。 ※ 被相続人の債務に関し、当社が担保権を有し、または保証人がある場合、担保権設定者および保証人は、代表相続人が承継した債務を引き続き、担保または保証していただきます。 ※ 親族間譲渡による変更料の割引には、統納を証する戸籍の全部事項証明書が必要です。				
名 義 変 更 料 (消費税込)	正会員		平日会員		
	一般	330,000 円	137,500 円		
年会費 (消費税込)	相続または3親等内親族間の場合	55,000 円	55,000 円		
	登録者同一の場合（個人会員、法人会員）	11,000 円	11,000 円		
書類送付先 連絡先	正会員	33,000 円	13,750 円		
	平日会員	11,000 円	11,000 円		
会員課		電話 04-7138-2121			
FAX 04-7138-1384		FAX 04-7138-2121			
〒278-0012 千葉県野田市瀬戸548					

会則は当社との契約内容を記載したものですので、よくお読みになったうえで入会をお申込みください。

## (変更後の会則※効力発生日 2025年1月1日)

クリアビューゴルフクラブ＆ホテル 名義変更手続要項

手 続	1. 必要書類の提出	譲受人および譲渡人の書類（下記の必要書類①、②）をまとめてご提出ください			
	2. 資格審査	書類審査およびゴルフ場にて面談を行います			
3. 審査結果通知		譲受人宛に郵送します（承認の場合、変更料請求書を同封）			
4. 名義変更料の振込		入金確認後、会員資格が付与されます			
※ 変更料のお支払いは必ず期限までに指定口座へお振込みください。変更料のお支払い方法は銀行振込のみとなっており、プロントにて現金等でのお支払いは受け付けておりませんので、予めご了承ください。					
名 件	1. 個人で入会の場合は、日本国内に印鑑登録がされていること 法人で入会の場合は、日本国内に法人登記および印鑑登録がされていること				
	2. 暴力団、暴力団員、暴力団関係企業・団体、その他の反社会的勢力またはその関係者ではないこと 3. 正会員1名の推薦があること 4. 譲渡人および推薦人に年会費未払い等の問題がないこと 5. 資格審査において承認を得た後、名義変更料を入金すること				
必要書類	<b>① 譲受人（入会）必要書類</b>		<b>申込人の他に、推薦人の記名・捺印も必要</b>		
	① 入会申込書（法人用または個人用）	申込人の他に、推薦人の記名・捺印も必要	② 委任状（譲受人用）	譲渡人と連記	
必要書類	③ 名義変更申請書	譲渡人と連記	④ 印鑑証明書	法人の場合は法人のもののみ	
	⑤ 諸写真1枚（入会申込書に貼付け）	タテ3cm×ヨコ2.4cm、撮影後6ヶ月以内のもの	⑥ 法人の履歴事項全部証明書	法人の場合のみ必要	
名 件	⑦ 名義変更料支払い方法に関する依頼書	名義変更料に預託金を充当する場合のみ必要	⑧ 預金口座振替依頼書・自動払込利用申込書	年会費の口座振替専用、銀行届出印を捺印	
	※ 印鑑証明書、履歴事項全部証明書は発行後6ヶ月以内のものを有効として扱います。 ※ 譲渡人の氏名・商号・所在地等が当社登録と異なる場合、書類の追加をお願いすることがあります。 ※ 相続の場合は、別紙『相続における同意書』、相続人全員の印鑑証明書、法務局発行の法定相続情報一覧図（法定相続情報一覧図がない場合は、被相続人の出生から死亡までの連続した謄本類と相続人を確定できる謄本類）が必要です。 ※ 被相続人の債務に関し、当社が担保権を有し、または保証人がある場合、担保権設定者および保証人は、代表相続人が承継した債務を引き続き、担保または保証していただきます。 ※ 親族間譲渡による変更料の割引には、統納を証する戸籍の全部事項証明書が必要です。				
名 義 変 更 料 (消費税込)	正会員		平日会員		
	一般	330,000 円	137,500 円		
年会費 (消費税込)	相続または3親等内親族間の場合	55,000 円	55,000 円		
	登録者同一の場合（個人会員、法人会員）	11,000 円	11,000 円		
書類送付先 連絡先	正会員	33,000 円	13,750 円		
	平日会員	11,000 円	11,000 円		
会員課		電話 04-7138-2121			
FAX 04-7138-1384		FAX 04-7138-2121			
〒278-0012 千葉県野田市瀬戸548					

会則は当社との契約内容を記載したものですので、よくお読みになったうえで入会をお申込みください。

# 「会則別紙6 新旧対照表」

(現行会則)

クリアビューゴルフクラブ & ホテル 諸料金一覧

料金種目	正会員	平日会員
年会費	27,500 円	14,300 円
バッグ保管料(年間)	13,200 円	13,200 円
証書再発行手数料	33,000 円	33,000 円
バッグタグ再発行手数料	2,200 円	2,200 円

(消費税込)

(変更後の会則※効力発生日 2025年1月1日)

クリアビューゴルフクラブ & ホテル 諸料金一覧

料金種目	正会員	平日会員
年会費	33,000 円	16,000 円
バッグ保管料(年間)	13,200 円	13,200 円
証書再発行手数料	33,000 円	33,000 円
バッグタグ再発行手数料	2,200 円	2,200 円

(消費税込)

※ 入会金は別紙1「入会手続要項」に定めます。

※ 名義変更料は別紙2「名義変更手続要項」に定めます。

※ 登録者変更料は別紙3「登録者変更手続要項」に定めます。

